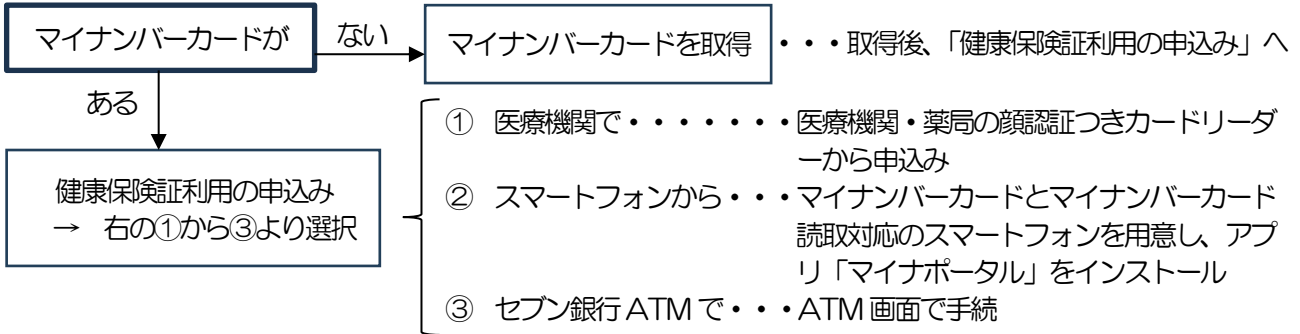


**令和6年12月2日以降は、健康保険証が発行されなくなります**

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。

現在お持ちの健康保険証については、令和7年12月1日まで使用することができます。ただし、令和7年12月1日より前に、退職等により健康保険の資格を喪失した場合は、その時までとなります。

**マイナンバーカードで受診するための準備**



<医療機関等で受診する際には、マイナポータルで自身の登録情報を確認する>

マイナンバーカードで医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みだけでなく、オンライン資格確認等システムにデータ登録がされている必要があります。

◆資格確認方法 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_33112.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33112.html) (厚生労働省ホームページ)

**資格確認書 (経過措置)**

マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、協会けんぽが発行する「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。令和6年12月2日以降、「被保険者資格取得届」および「被扶養者(異動)届」に「資格確認書発行要否」欄を新たに設けますので、新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、届書の「発行が必要」にチェックを入れてください。届出内容に基づき、協会けんぽから資格確認書が発行されます。

- ・新規取得者(令和6年12月2日以降)・・・新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、令和6年12月2日以降に「被保険者資格取得届」または「被扶養者(異動)届」を新様式で提出してください。
- ・既存加入者・・・すでに被保険者、被扶養者である方が資格確認書を必要とする場合は、協会けんぽに直接申請してください。
- ・有効期限・・・資格確認書には、有効期限があります。有効期限は、4～5年の予定とされています。

**資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)の配布**

すべての加入者に対し、安心してマイナ保険証をご利用いただくとともに、加入者自身の健康保険の資格情報を簡易に把握して、円滑な健康保険の諸手続きを行ってもらうため、全国健康保険協会から「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」が令和6年9月以降に送付されています。

**「マイナ保険証」「資格確認書」「資格情報のお知らせ」の比較**

名称	取得方法	使用目的	使用方法
マイナ保険証	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
資格確認書	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
資格情報のお知らせ	・資格取得時に送付(申請不要) ・既加入者には本年9月に送付	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 ※資格情報のお知らせのみでは受診不可